

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社の「細胞バンク事業」はその性質上、一般社会、医療界よりの「持続的な信頼を得る事」が最も重要であり、そのためには、企業運営においても高い倫理観が求められます。さらに、株主の権利を重視し、持続的に企業価値の最大化を目指すと同時に、健全かつ透明性の高い組織運営を維持していくことが重要であると認識しております。その前提のもとで、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と認識し、経営管理体制の強化に努めております。

(親会社からの独立性の確保について)

当社の親会社である株式会社日本トリムは、本書提出日現在当社の議決権の70.53%を有する支配株主であります。当社は、当社自らが上場会社となることでグローバルスタンダードに準拠した透明性のある経営システムを構築することを目指しております。

以上により、一般株主の保護を果たしながら、グループ経営を効率的に行い、企業価値を高める体制として、当社は、現在の体制が適切であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本トリム	7,174,200	70.53
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	802,800	7.89
名古屋中小企業投資育成株式会社	168,000	1.65
山本 邦松	90,200	0.89
Supercell Biotechnology Corporation (常任代理人 矢尾重雄)	70,000	0.69
ステムセル研究所従業員持株会	61,485	0.60
若松 茂美	51,800	0.51
清水 崇文	51,400	0.51
楽天証券株式会社	47,400	0.47
森崎 弘司	40,000	0.39

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社日本トリム (上場:東京) (コード) 6788

上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

(株)日本カストディ銀行(信託口) 802,800株

上記のほか、自己株式が75,112株あります。

前事業年度末現在主要株主であった株式会社トリムメディカルホールディングスは、2025年2月1日付で株式会社日本トリムに吸収合併されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社と取引を行うことが事業遂行上必要である合理性が明らかであり、その取引条件が妥当である取引以外は、これを行わない旨基本方針としております。

従いまして取引を行う際には、留意すべき必要性が高いことを認識し、上記内容が担保されているかを慎重に見極め、稟議規程、職務権限規程等に則り、取締役会決議等適正な決裁を受けることとしております

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は、株式会社日本トリムの企業グループに属しております。株式会社日本トリムは、2000年11月にジャスダックに上場し、2004年3月より東京証券取引所第一部(現プライム市場)に上場しております。株式会社日本トリムを中心とする企業グループは、当社を含め連結子会社8社、持分法適用関連会社4社(2025年3月現在)により構成されており、電解水素水整水器の製造販売を主な事業領域として取り組んでおります。当社は細胞のバンク事業、またそれらを使用した再生医療関連事業を主な事業領域としており、株式会社日本トリムのコア事業とは異業種であり、親会社グループとの連携事案等はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田 智男	他の会社の出身者											
安藤 公秀	他の会社の出身者											
大久保 由美	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 智男		山田智男は、過去に株式会社トリムメディカルホールディングスの社外取締役を務めておりました。	山田智男は、三菱商事株式会社及び豊国工業株式会社における豊富な経験と、幅広い分野において培った経験、高い見識を有しており、当社経営に反映させるため社外取締役に選任いたしました。
安藤 公秀	○	――	安藤公秀は、大手商社(三菱商事株式会社)における海外での豊富な経験と幅広い見識を活かした助言・提言に加え、独立した立場から当社経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに業務執行の監督を頂けるものと判断し、選任いたしました。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
大久保 由美	○	――	大久保由美は、法律の専門家である弁護士であり、幅広い見識を有しており、法律専門家として独立性をもって客観的な立場からの助言・提言に加え、女性ならではの視点から当社経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに業務執行の監督をいただけるものと判断し、選任いたしました。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役は、会計監査人の監査に立ち会うなどして会計監査人の業務の遂行状況を監視し、その結果を監査役会に報告しております。また、監査役会は、会計監査人、内部監査人より、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を行うため、必要に応じて都度面談する関係は構築できております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長江 賢	他の会社の出身者													
藤川 義人	他の会社の出身者													
森澤 タ子	他の会社の出身者			●										

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長江 賢	○	_____	長江賢は、大手商社(三井物産株式会社)における豊富な経験、また内部監査人としての経験から監査業務に対する専門知識を有しており、当社の経営の適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査役候補者として選任いたしました。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
藤川 義人		藤川義人は、過去に株式会社トリムメディカルホールディングスの社外監査役を務めておりました。	藤川義人は、法律の専門家である弁護士であり、幅広い見識を有しており、法律専門家として独立性をもって客観的な立場から監査の妥当性を確保できると判断し、社外監査役に選任いたしました。

森澤 タ子		森澤タ子は、当社の親会社である株式会社日本トリムの取締役の三親等以内親族であります。	森澤タ子は、高い見識を持ち、特に多様性や女性の活躍促進等における知見から助言いただけるものと判断し、選任しております。同氏は、株式会社日本トリムの取締役の三親等以内親族ではありますが、当社と同氏の間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。
-------	--	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立性について当社としての具体的な基準は定めておりませんが、金融商品取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで選任することとしております。

なお、社外役員2名(取締役山田智男、監査役藤川義人)は、当時株式会社トリムメディカルホールディングスにおいて上場準備していた関係で、2019年1月まで、株式会社トリムメディカルホールディングスの社外役員に就任していましたが、方針転換に伴い、2019年2月より、当社の社外役員に就任しております。また、取締役山田智男は、2004年7月から2015年6月まで、株式会社日本トリムの営業顧問として契約しておりましたが、金額的にもその影響度は低いものと判断しております。また監査役森澤タ子は当社の親会社である株式会社日本トリムの取締役の三親等以内親族であります。当社と同氏の間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません、以上より、いずれも当社と特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる虞はないと判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

今後、検討すべき事項として考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額につきましては、株主総会で承認を得た上、取締役の年間報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を勘案し、取締役会において決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員へのサポートは管理本部が行っております。取締役会等重要会議の資料の事前配布に当たっては、十分に検討する余裕が確保できるように可能な限り早期の配布に努めており、また、必要に応じて事前説明を行っております。常勤監査役からは会計監査、内部監査に関する有用な情報を適時に提供し、情報共有を図っております。これらにより、独立役員が期待される役割を果たすための環境は整備されていると考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、業務執行に対し、取締役会による監督と、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の監査役による適法性監査の二重チェック機能を持つ体制となっております。

取締役会は取締役4名で構成されており、毎月1回開催する定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに業務進捗報告等を行っております。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言・提言及び監視を行っております。

なお、取締役会の議案については事前に全取締役・監査役に連絡し、議事の充実に努めております。

欠席役員がいる場合には、管理本部から決議結果を送付することで、議題の共有を図ることとしております。

取締役会の開催状況は、2025年3月期は定時取締役会を12回、臨時取締役会を13回開催しており、在籍期間中での各取締役・社外取締役の出席率100%、監査役・非常勤監査役の出席率100%となっております。また、2024年3月期は定時取締役会を12回、臨時取締役会を11回開催しており、取締役・社外取締役の出席率100%、監査役・非常勤監査役の出席率100%となっており、随時、貴重な助言・発言を得ています。

監査役監査及び内部監査の状況としては、当社は事業を展開する上で多くの個人情報保有しており、個人情報の保護が当社にとって重大な責務と認識しております。そのため、当社では「個人情報管理規程」について重点監査項目として内部監査担当者と連携して監査役監査を実施しております。

内部監査の体制につきましては、独立した内部監査室を設けております。代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者1名により内部監査を実施しております。

会計監査の状況としては、予ねてより、親会社であります株式会社日本トリムの金融商品取引法に基づく監査の一環として監査を受ける中で、取引関係が生じておりました監査法人と、金融商品取引法の規定に基づく監査契約を2023年7月14日付けにて締結しております。

当社と社外取締役及び社外監査役は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

また、当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。

なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、従来、取締役2名と社外取締役1名、非常勤監査役1名の体制としておりましたが、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、体制強化を図るため、2019年2月21日開催の臨時株主総会決議により、「監査役会設置会社」に移行いたしました。移行後は、業務執行に対し、取締役会による監督と、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の監査役による適法性監査の二重チェック機能を持つ体制となっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、株主の方々の十分な議案の検討時間が確保できるよう、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は3月決算であり、毎年6月に定時株主総会を開催しておりますが、より多くの株主の方々が出席可能な日時設定に努めて参ります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項と考えております。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項と考えております。
その他	当社ホームページ内にIR専用ページを開設し、招集通知、決議通知またインターネット開示事項を速やかに発信できる体制を構築しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、検討すべき事項と考えております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項と考えております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、説明会を年2回、開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専用ページを開設し、決算情報、適時開示情報等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画本部が主担当となり、執行役員管理本部長を開示責任者に任命しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、事業の性質上、医療業界をはじめ社会、また全てのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考え、情報の適時開示を通じて透明・健全な経営を行うことが重要であると認識しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーの皆様に対して、積極的に会社情報を開示することは上場会社の重大な責務と認識しており、適時・適切な情報開示を行う方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明化の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けており、業務の適正性を確保するため以下のとおり体制の整備・運用をしております。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役会規程をはじめ社内諸規程の制定、適正な運用とともに必要に応じ発展的に改正等を行う。
 - コンプライアンス管理規程を制定し、教育研修等の場を設けるなど、その修得を図るものとする。
 - 内部監査規程に基づき内部監査を実施する。内部監査担当者及び代表取締役は必要に応じて、会計監査人及び監査役会と連携し、情報交換等を行い、効率的な内部監査を実施する。
 - 取締役及び使用人が法令もしくは定款に抵触する行為が認められたとき、それを告発しても、当該告発者が不利益な扱いを受けない旨の、「社内通報制度」を制定する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行にかかわる文書(電磁的記録を含む)の保存及び管理の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき必要に応じて適時見直

し整備、作成、保管及び廃棄等の取扱いを明確にするとともに、次のように定めております。

- (a) 取締役会議事録、株主総会議事録、社内規程、各種契約書などの重要文書は、電子媒体によるバックアップを併用し適切に保存管理する。
- (b) 文書管理所管部署は管理本部であるが、取締役及び監査役の閲覧請求に対して常に閲覧に供するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経済活動におけるあらゆる損失の危険(リスク)を総合的かつ適切に認識し対応するため、リスク管理規程を制定し、多様なリスクを未然に防止するとともに、危機発生時にはそのリスクを極小化する管理体制を整備するものとしております。リスク管理部門としては、管理本部が統括し、担当執行役員がそれを管掌することとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の効率的な職務執行体制を確保するために次のように定めております。

- (a) 定例取締役会を毎月一回開催するほか、機動的な意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行体制を確保する。
- (b) 取締役会の決定に基づく職務執行を効率的に行うため、当社社内規程に基づく権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- (c) 業務の効率化に必要な情報インフラの整備・構築を図る。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制

当社は、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (a) 内部監査による業務監査により、会社全般にわたる業務の適正性を確保し、公正で効率的な遂行を図ることを目的とし、その結果を代表取締役社長に報告する。
- (b) 管理担当執行役員は、効率的経営を促進するために、人材、資金及び情報等の統制環境を整備する。
- (c) 財務報告に係る内部統制の評価の基本方針に基づき、決算財務プロセス、重要性の大きいプロセスを整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項その使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、使用人を指名し、指名された使用人は補助者としてその職務に専念しております。

- (a) 監査役の職務を補助すべき使用人は必要に応じてその人員を確保する。
- (b) 監査役が指定する補助期間中での指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役及び他の者の指揮命令は受けないものとする。
- (c) 当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査の実施状況、内部通報の事実を、速やかに監査役に報告する体制を整備する。

- (a) 監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は速やかに監査役に報告する。
- (c) 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の理由を求められた場合には、速やかに報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、社外監査役を含め公正かつ透明性を担保するための体制を整備しております。

- (a) 監査役は代表取締役との意見交換を密にし、相互の意思疎通を図る。
- (b) 監査役会は内部監査担当執行役員及び管理本部と定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。
- (c) 監査役は業務に必要なと判断した場合は、会社の費用負担にて、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取する。

9. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方

イ 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役社長以下全役職員が反社会的勢力の排除に取り組む。
ロ 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は、一切を拒絶する。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

イ 当社は、反社会的勢力排除規程を定めて、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組んでおり、反社会的勢力に対する姿勢について、当該規程冒頭に「宣誓」として明文化し、当社全役職員の行動指針としております。

ロ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行い、「反社会的勢力のチェック表」として、管理本部にて厳重に保管管理しております。

ハ 反社会的勢力の該当の有無の確認の為、外部関係機関から得た反社会的勢力情報の収集に取り組んでおります。

ニ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関と、より密接な連携関係を構築してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社はコンプライアンス遵守を実践するため、「コンプライアンス管理規程」並びに「反社会的勢力排除規程」を定めており、当社における方針及び基準としております。

高い倫理観を継続的に高めていくことは当社ビジネスの特性から極めて重要であるとの認識の下、関連規程の運用や役職員への周知徹底を図っております。

実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力チェックマニュアル」を整備しており、取引先や株主について外部調査機関等を用いて情報収集を行い、反社会的勢力チェックシートを作成して保管管理しております。

また、定期的に役職員へ「コンプライアンス研修」を実施することにより、その意識を高めることとともに、関連する情報の修得に努めております。外部組織との連携に関しては、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会へ加入し、外部専門組織との連携を構築しております。

その他

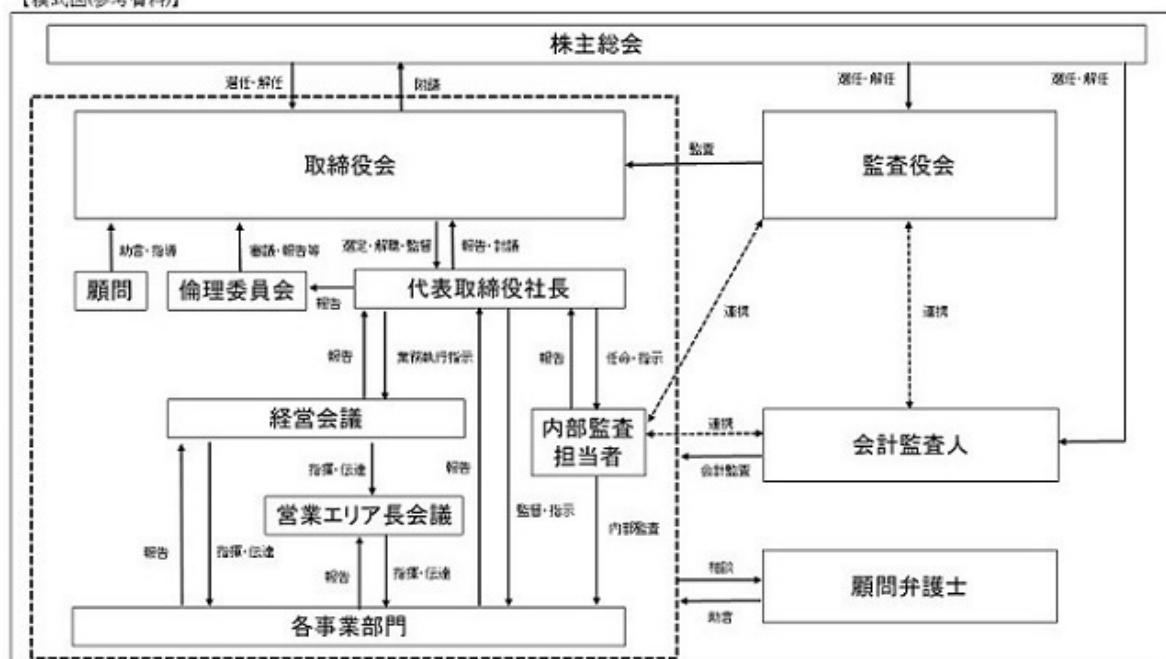
1. 買収への対応方針の導入の有無

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【模式図(参考資料)】

